

令和2年 第3回 安中市農業委員会会議録

1 開催日時 令和2年3月25日（水） 午前11時00分～午後1時19分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	7番 内田 忠雄	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫
	10番 上原恵美子	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 佐藤 恒雄	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄
	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 安中市登録空家等に付隨する農地の指定申請について
日程第 7	議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 8	議案第6号 農用地利用配分計画の意見について
日程第 9	議案第7号 農業委員会事務局職員の任免について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上原 充	庶務兼農業振興係長	山田 幸則
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	小川 隆康		

会議の概要

議長 ただいまから令和2年第3回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、それでは5番、森泉壽義雄委員・11番、橋本一男委員、両君を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。13ページをご覧ください。

令和2年2月25日開催の第2回総会で許可相当の議決案件、農地法第3条関係2件、第5条関係26件につきましては、令和2年3月16日付で許可書を交付いたしました。

14ページをご覧ください。現況証明の2月分の取り扱いについてですが、2件、2筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

続きまして、別紙でお配りしたA4で2枚つづりの令和2年度第3回総会報告案件一覧をご覧ください。群馬県農業会議の第12回常設審議委員会が3月16日に前橋市の農協ビルで開催され、竹内会長が出席いたしました。常設審議委員会が終了後、第3回農業会議理事会が開催され、同じく竹内会長が出席いたしました。また、令和2年第1回安中市議会定例会が2月15日から3月17日までの間開催され、一覧のとおり報告が3件、承認が1件、議案が44件提出されました。第30号議案が修正された上、44件の議案全てが採択になりました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議について議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年3月25日提出、安中市農業委員会会长竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は議案書1ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満

たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひいたします。

4番。

4番委員 4番です。農地法第3条の1番です。贈与で受け人が○○ということで○○関係になりますので、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願ひいたします。

議長 ほかにございますか。

1番。

1番委員 1番です。議案第1号の2番ですけれども、先日19日の日に班長さん、竹内会長、私、事務局と事前調査に行きました、ここはしばらく何も作っていなかつたのですけれども、○○さんがしばらく前に亡くなりまして、○○さんと2人で暮らしていました、営農型の太陽光ということですけれども、場所的にも青地ということで、営農型の太陽光ということで特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から。3条の3番の案件ですけれども、これについては○○で○○さんが、○○さんの土地をそのまま譲り受けると、そういう形になっております。これは場所的には、家のすぐ前と隣になるのですか、そういう形の場所で、ちょうど挟まったところにありますので、ほかの農地には問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上3件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法4条の申請は議案書2ページ記載の2件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひいたします。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第4条の1番の案件ですが、こちらは申請の理由にあるように現状の是正でありますて、周辺農地への影響もほぼないと考えられますので、参考にご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ほかにございますか。

5番。

5番委員 農地法第4条の2番の土地です。19日に事務局、会長さん等で現地確認してきました土地です。この場所は、前は資材置場用地として取得した土地なのですが、今般目的変更のほうにも出ておりますが、太陽光発電として変えたいということでございます。特に周辺農地等への影響はないと考えられるので、問題はないと思います。

なお、この土地は、また5条で出てくる32番の土地と関連し、一体として開発される土地であります。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ、ただいま委員の意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。なお、審査班に付託した議案については、他の審査の必要が生じた場合には連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

- 委 員 異議なし。
- 議 長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、あわせて計画変更2番の計2件、以上合計3件を付託します。
- 次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議について議題とします。
- 本案について事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。令和2年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
- 続きまして、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書、令和2年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
- 議案第3号、農地法第5条の申請は議案書3ページから7ページ記載の36件、計画変更申請が議案書8ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。
- 以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 説明が終わりました。
- 本案について意見のある方はお願ひいたします。ないですか。
- 1番。
- 1番委員 1番です。第5条の20番です。〇〇の〇〇地区ですけれども、これは〇〇公民館から500メートルぐらい〇〇方面に上って行ったところ、〇〇に抜ける道のそばなのですが、ここは特に周りの農地にも影響ありません。民家にも特に影響はないと思いますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。
- あと22番ですが、22番、〇〇の〇〇というところなのですけれども、これは〇〇地区へ抜けている道のすぐ脇なのですが、周りには1軒か2軒太陽光発電できているのです。特に民家は案外近くなのですけれども、その民家にも特に影響ありませんし、周辺農地にも特に影響はないと思いますので、ご審議の参考にしていただきたいと思います。
- それから、23番ですけれども、先ほど第1条の2番目に出てきた案件と一緒になのですが、これは〇〇で〇〇さんと住んでいるのですけれども、受け人のほうが太陽光だけはやって、農耕用の太陽光ですから、下の部分は 渡し

人の〇〇さんがミョウガやフキを作ったりするということなのです。特に周辺農地にも影響はないと思いますので、ご審議の参考にお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。5条関係の24番です。これ〇〇の北にありますて、西側は太陽光の団地といっている一大太陽光がありまして、それで北には道がありますけれども、1段下がっているところでありまして、その場所の東は〇〇のところの資材置場になっていると思いますので、農地には影響ないと思います。

27番です。これは〇〇の住宅を建てるということで、場所は〇〇の東の手押しの信号から見て田んぼの隣の畑です。この東には〇〇のほうの住宅があり、北も道がありますて、その西方もアパートがあるので、これも問題ないと思います。

34番です。これは2月のときに皆さんで現地調査に行って、〇〇神社の駐車場に止めたすぐそばです。見てもらったところも、すぐその西方になります。だから県道に接しまして、南には介護施設、北には住宅があって、細く道があいていてちょっと奥まったところで、これも問題ないと思いますので、審議のご参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにございますか。

5番。

5番委員 5番です。第5条の4番なのですが、これにつきましてはさきの農業委員会に畠として所有権移転の申請が出ておりましたが、すぐ庭先と道路との間の細長い土地なのですが、今回、駐車場として利用したいということで申請が出てきたと思うのです。転用について問題はないと思います。

それから、32番なのですが、32番は先ほどもあった第4条の2番との関係もあるのですが、一体として太陽光発電用地として開発したいということでござります。これについて会長と事務局で現地確認に行ってきた土地でございます。全体として太陽光発電用地ということで、相当広い土地なのですが、この土地の西側と南側には舗装した立派な道路があります。南側の道路

の脇には住宅がずっと連なっている通りでございます。

なお、この土地の一部ですが、先ほどの計画変更のところにあると思いますが、建売住宅用地としてしたいというものが前に出てきたもので、計画変更です。そういう状況から周辺の農地に特に問題が生じるようなことはないと思います。場所は〇〇の信号から〇〇に行く途中の南側に当たる部分です。以上です。

議長 ほかにございますか。

6番。

6番委員 6番です。5条関係の10番でございますが、これにつきましては〇〇さんに贈与ということで、特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

それから、29番です。これにつきましては県道〇〇号線、〇〇から〇〇へ抜ける道の〇〇へ上がって分かれ道のところに、〇〇号線に接しております、農地に与える影響はないと思われますし、一時転用ということで特に問題はないと思いますので、ご審議の参考にしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにございますか。

11番。

11番委員 11番です。5条の33番です。この土地につきましては、〇〇の東側の道路300メートルぐらい、碓氷川に向かって下ったところの左側の土地なのですが、これについては渡し人の〇〇さんという人も高齢者で、ほとんどの畠、持っている土地は全部というぐらいもう耕作しておりません。そして、この土地については、周りはほとんどもう休耕地あるいは放棄地みたいな形で、特に他の農地に与える影響はないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにございますか。

12番。

12番委員 12番です。5条の14番です。申請地につきまして、申請者の宅地と国道の間に挟まれた土地であって、特に問題はないと思います。

次に、18番です。当地は県道と馬入れがほぼ直角に交わる角地で、2方向が道路に接しております、特に他の農地に影響を与えるようなものではないと思われます。

続いて、19番です。申請地は道路に面した北側が2メートルを超える擁壁

が築かれた上の高台にありまして、周りの隣接地について現状は耕作されている様子がないということで、特に問題はないかと思われます。

21番です。現状は笹藪に覆われた状況になっておりまして、イノシシの檻が設置されて、イノシシの出没が頻繁にうかがえるような土地でございます。転用やむを得ないものと考えます。

それから、31番です。申請地は東側が住宅地に隣接した土地であります、さらに東が馬入れを挟んで、反対側の土地につきましては農業用の資材置場ということで、昨年の5月協議会におきまして農用地から区域除外された土地は前の反対側にある土地であり、特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにございますか。

4番。

4番委員 4番です。農地法第5条関係の11番です。現地を確認したところ、周りの畑に影響はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ほかにございます。

7番。

7番委員 7番です。5条の36番ですが、この土地は道路と1本下の土地であり、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長 14番。

14番委員 14番です。5条の5番、6番、7番、それとあと4カ所あるわけですけれども、順に説明します。

5番と6番ですが、公図を見ていただければわかるのですが、これは○○の○○に入る県道から南へそれる入り口の5番については西側の土地、6番については東側の土地で、東側の6番の土地については1,771平米ということで、先日、現地視察をしていただいた土地だと思います。これは同一人物が持っている土地でございまして、すぐそばには県道に寄った東側なわけですけれども、太陽光発電が既に設置されております。特に周辺農地にも問題はないと思われる土地でございます。

続けて、7番の○○の雑種地と宅地で、始末書が添付されております。これは宅地に続く雑種地と農地を庭として個人が使っておりまして、それがちょっと判明して是正したいという申請で、これも特に問題はないと思われます。

次のページの12番、〇〇の307平米の宅地の件でございますけれども、これは宅地内の続いている農地でございまして、宅地、屋敷と建物を売りたいということで、分譲というか、販売も出ている宅地に続く農地で、駐車場用地ということで、これも西側が市道ですか、北側が宅地ということで、特に問題はないと思います。

13番の〇〇の〇〇の1、950平米の畠ということです。これは〇〇です。その西側の県道のまた西側ということで、一段低い土地でありまして、北側に太陽光発電として、現状南側については宅地、西側については野菜畠が少しある程度なので、その割には周辺農地に及ぼす影響はないと思われます。また、これも会長以下現地を視察していると思いますので、よろしくお願ひします。

28番ですか。〇〇のところ1、003平米の畠です。太陽光発電ということで申請が出ていまして、これも北側は市道、東側には太陽光発電が今稼働しております。西側については1枚置いたまた上にも、やはり太陽光発電ということで、太陽光発電が2カ所稼働しております。その間に挟まれた農地でございますので、特に問題はないかなとは思いますので、よろしくお願ひします。

それと、30番です。〇〇の〇〇の土地ですけれども、1年前の農振除外ということで、また先月ですか、〇〇の太陽光発電の土地を県道脇に田んぼの中のいい土地を見たと思いますけれども、その上、西側の土地でございまして、青地を白地にということで許可された土地で、今回分譲用地ということで申請された土地だと思います。これも特に問題はないと思います。審議のご参考によろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

15番。

15番委員 15番です。議案3号の農地法5条の申請に係る土地です。番号で言います。

15番、16番、17番、それと26番、4つ案件がありますが、全部農地としては2種農地、全部売買にかかる申請になっております。場所とすると、周りの田畠に耕作の影響はなさそうなところばかりになります。ただ、問題といいますか、16番に関しては防火貯水槽が該当の土地にあります。事務局の話ですと、そのまま継続使用で許可をもらっているような話をいただきました

が、事務局のほうと打ち合わせの上、審議をお願いしたいなと思います。
以上です。

議長 ほかにございますか。

16番。

16番委員 16番です。農地法5条1番、2番、これは先月、皆さんで見に行ったロケ地の予定地の近所なのですけれども、隣接はしていない場所です。これ一時転用ということなので、問題ないと思います。

続きまして、25番ですが、これはもう耕作した形跡はある場所なのですが、南側、西側は5メーターぐらいの市道、東側は川、北側は馬入れを挟んで人家ということで、周りの農地には支障ないと思われますので、ご審議のほうをよろしくお願ひします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

17番委員 なければ私、17番から説明させていただきます。5条関係の35番、この土地については〇〇から東側へ約100メーターのところ、1段下がっている場所なのですけれども、北側が住宅地、南側が崖になります。3メーターちょっとぐらいの大きい崖になります。東側については1軒うちがあります。その間にちょっと挟まれたところでございます。隣に農地がありますけれども、この農地については問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。なお、審査班に付託した議案については、他の審査班と審査の必要が生じた場合には連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から14番の14件、2班に15番から25番の11件、あわせて計画変更1番の計12件、3班に24番から36番の11件、あわせて計画変更3番の計12件、以上合計38件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

再開は1時です。

(休憩午前 11:48)

(書類審査)

(再開午後 1:00)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 1班です。2番です。1班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、1番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条、第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、2番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は3番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。何かございますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

委 員　　挙手全員。

議 長　　挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長　2番です。1班に付託されました議案第2号、農地法第4条の関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長　　2班。

2班班長　6番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は2番の1件です。及び計画変更2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長　　報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ありませんか。

委 員　　なし。

議 長　　なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員　　挙手全員。

議 長　　挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号に対する書類審査の結果について各班から報告を求めます。

- 1班。
- 1班班長 2番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条関係は1番から14番までの14件になります。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
以上です。
- 議長 2班。
- 2班班長 6番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、15番から25番の11件及び計画変更の1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
以上です。
- 議長 3班。
- 3班班長 5番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、26番から36番の11件です。及び計画変更の3番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 議長 報告が終わりました。
これより議案第3号に対する質疑を行います。
- 委員 なし。
- 議長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第3号に対する採決を行います。本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 委員 挙手全員。
- 議長 挙手全員であります。
- よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。
- 次に、日程第6、議案第4号、安中市登録空家等に付隨する農地の指定申請についてを議題とします。
- 本案について事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」

の設定について、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積の設定について、農業委員会の承認を求める。

令和2年3月25日、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農地取得下限面積（別段の面積）。農地法施行規則第17条第2項の適用について、区域、安中市〇〇。下限面積1アール。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願ひいたします。

13番。

13番委員 13番です。23日に推進委員と2人で現地を見てまいりましたので、報告申し上げます。

空き家バンクに登録された案件が1件ありますて、それに付随する農地であります。これを見ましたところ、草ぼうぼうで伸びているという状態ではなく、管理されている休耕地と見受けられます。親族は〇〇に住んでおりませんが、近くに親戚がございまして、その親戚の方が年に数回草を刈っていると聞いております。ですので、耕作すると思えば、耕運機等で丁寧に耕作すれば再生できるというような土地でございまして、この状態が続くことを願うわけですが、できるだけ早く借受人とか買われる方が現れれば幸いではないかと、かように思う次第です。

以上です。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について農地の指定をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、安中市登録空家等に付隨する農地の指定申請については、原案のとおり農地の指定をすることに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案のうち、利用権設定関係1番は、私が利用権の設定を受ける者となっているため、これを案件1として、利用権設定関係の2番から14番を案件2として、2回に分けて審議いたします。

それでは、案件1ですが、この案件については農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私は議事参与できませんので、1番委員、会長職務代理に議長を交代した上、退席いたします。

(議長交代・17番委員退室)

議長(職務代理) それでは、議案第5号の案件1、利用権設定関係の1番の農用地利用集積計画の承認について、審議終了までの間、私、不慣れでございますが、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

では、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和2年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書10ページ記載の1件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどをよろしくお願いいいたします。

議長(職務代理) 説明が終わりました。

案件1について、ご質問等がありましたらお願いをいたします。ございませんか。

委員 なし。

議長(職務代理) それでは、質疑を打ち切りたいと思います。

お諮りいたします。本案のうち、利用権設定関係の1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長(職務代理) 挙手全員であります。

よって、議案第5号、案件1、利用権設定関係の1番の農用地利用集積計画の承認につきましては、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

ここで17番委員の議事参与を認めるとともに、17番委員に議長を交代い

たします。ご協力ありがとうございました。

17番委員の入室をお願いし、議長を交代させていただきたいと思います。
ありがとうございました。

(17番委員入室・議長交代)

議長 それでは、次に議案第5号の案件2、利用権設定の関係の2番から14番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和2年3月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書10ページ記載の13件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

案件2について質問等がありましたらお願ひいたします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案のうち利用権設定関係2番から14番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、案件2、利用権設定関係の2番から14番についての農用地利用集積計画承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第6号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 A4、1枚で農地中間管理事業扱い手情報というA4の横で一枚表がありますので、こちらを参考に見ていただければと思います。中間管理機構で新たに借り受ける方の住所、お名前、経営面積、農機具等の情報が記入されておりますので、参考にご覧ください。

議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に

基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。

令和2年3月25日提出、安中市農業委員会会长竹内佳重。

農用地利用配分計画（案）は、議案書11ページ記載の2件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願ひします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第7号、農業委員会事務局職員の任免についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 別紙A4の議案第7号をご覧ください。議案については、読み上げて提案をさせていただき、また継承は略させていただきます。

議案第7号、農業委員会職員の任免について。令和2年4月1日付、安中市職員人事異動に伴う下記職員の任免について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき同意を求めます。

令和2年3月25日提出、安中市農業委員会会长竹内佳重。

農業委員会職員の免でございます。主査、小川隆康、建設部土木課に異動になります。平成26年4月1日から令和2年3月31日の間、農業委員会事務局職員として在任しております。

続きまして、任でございます。主事、五十貝遼、旧所属は建設部都市整備課計画開発係でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等ありましたらお願ひします。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第7号、農業委員会事務局職員の任免については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和2年第3回安中市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

時に午後 1時19分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和2年3月25日

安中市農業委員会会长

5番委員

11番委員